

江戸川区客引き行為等の防止に関する条例

(令和8年4月1日施行)

条例により区内全域の公共の場所で

客引き行為は禁止になります

規制となる違反行為

1.客引き行為



2.勧誘行為



3.客待ち行為
勧誘待ち行為



4.客引きを受けた
受け入れ行為



違反行為をした場合には指導及び警告を行います

【客引き行為等防止重点地区（裏面参照）で客引き行為を行った場合】

警告に従わなかった場合等は、

5万円以下の過料 や 氏名・住所等の公表をする場合があります。

違反者及び客引き行為等をさせた店舗等が罰則の対象です（両罰規定）

ただし、次の行為はこの条例による規制の対象とはなりません

- ・道路使用許可を得て、不特定多数の人に対してティッシュ・チラシを配る行為
ただし、これらの行為であっても、客となるよう誘った場合は客引き行為に該当します
- ・店舗から不特定多数の人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」等と呼びかける行為

江戸川区危機管理部地域防犯防災課防犯防災係

江戸川区客引き行為等防止重点地区

小岩地区 西小岩1丁目、南小岩6丁目、南小岩7丁目、南小岩8丁目



葛西地区 葛西駅周辺：中葛西3丁目 中葛西5丁目 東葛西5丁目 東葛西6丁目
西葛西駅周辺：西葛西3丁目、西葛西5丁目、西葛西6丁目



客引き行為等は客引き行為等防止重点地区だけでなく
江戸川区全域で禁止です